

表 土壌汚染対策法 要措置区域及び形質変更時要届出区域一覧表

(注)解除”済”又は”一部解除”の区域は「解除台帳」に記載

要措置区域・ 形質変更時要届 出区域の区分	自然由 来等	指定の根拠条項	整理番号	指定番号	指定年月日	解除	行政区	所在地
—		—	17-1	001	H17.7.15	済	八幡西区	岸の浦二丁目10番1の一部
—		—	18-1	002	H18.6.22	済	小倉北区	宇佐町二丁目707番11の一部
—		—	18-2	003	H19.2.6	済	八幡西区	大字浅川942番22の一部
形		14条	25-4	024	H25.9.2	未	門司区	片上海岸95番15の一部
形		14条	22-2	006	H22.10.18 H24.6.13	未	八幡東区	大字前田2142番1の一部、2142番35の一部、2142番36の一部、1578番3の一部、1520番3、1520番15の一部、1320番3、1320番11、1285番4の一部、大字尾倉1955番7の一部
形		4条	22-4	008	H23.1.17	未	八幡東区	東田二丁目5番の一部
形		14条	23-4	014	H23.12.19	未	八幡東区	東田三丁目1番101
形	埋管	4条	24-1	016	H24.5.7	未	八幡東区	大字前田2142番の一部、2149番の一部、2150番の一部
形		4条	24-3	018	H24.11.1	未	八幡東区	東田一丁目5番106、107、108、109
形		14条	24-5	020	H25.3.6	未	八幡東区	東田二丁目6番102の一部
形		14条	25-3	023	H25.8.27	未	八幡東区	東田二丁目100番13の一部
形		4条	25-5	025	H25.10.23	未	八幡東区	東田一丁目4番102
形		3条	23-3	013	H23.12.7	済	小倉北区	貴船町1番1号
形		14条	25-6	026	H25.12.18	未	八幡東区	東田二丁目1番101の一部
形		3条	23-5	015	H23.12.19	済	小倉南区	葛原高松一丁目767番3
形		3条	21-1	004	H21.4.1	未	八幡西区	舟町2209番の一部、2210番の一部、2215番の一部
形		14条	24-2	017	H24.6.13	済	八幡東区	大字前田2142番の一部、1285番の一部、1320番の一部、1520番の一部、1578番の一部、大字尾倉1955番の一部、
形		4条	22-1	005	H22.9.17	未	八幡西区	中須一丁目2336番の一部、2337番の一部

表 土壌汚染対策法 要措置区域及び形質変更時要届出区域一覧表

(注)解除”済”又は”一部解除”の区域は「解除台帳」に記載

要措置区域・ 形質変更時要届 出区域の区分	自然由 来等	指定の根拠条項	整理番号	指定番号	指定年月日	解除	行政区	所在地
形		14条 14条 14条	24-4	019	H25.2.26 H25.11.8 H26.4.4	未	八幡西区	黒崎城石2293番、2294番、2297番、2304番、2312番、2315番、2323番、2346番の各一部
形		14条	25-1	021	H25.4.22	未	八幡西区	大字熊手2716番の一部
形	埋管	4条	22-3	007	H22.10.18	未	小倉北区	西港町9番の一部
形		3条	25-2	022	H25.5.21	済	小倉北区	下到津一丁目198番1の一部及び214番1の一部
形	埋管	14条	25-7	027	H26.2.18	未	小倉北区	浅野三丁目2番13
形	埋管	14条	22-6	010	H23.3.1	未	若松区	向洋町17番の一部、36番の一部、37番の一部
形	埋管	14条	23-1	011	H23.5.10	未	若松区	響町二丁目1番、2番1、2番2、2番3、2番4、2番5、2番6、3番、4番、5番、6番、7番、5番地先、6番地先、7番1地先
形		4条	22-5	009	H23.1.31	未	戸畑区	大字中原字先ノ浜46番93の一部
形	埋管	4条	23-2	012	H23.7.29	未	戸畑区	大字中原字先ノ浜46番93の一部
形		4条 4条 14条	26-1	028	H26.4.10 H26.6.30 H26.7.15	未	戸畑区	大字中原46番の一部
形		14条	26-2	029	H26.4.10	未	八幡東区	東田二丁目6番101
形		14条	26-3	030	H26.4.23	未	小倉北区	豎町二丁目2172番5、2173番の一部、2174番の一部、2186番の一部、2189番の一部、
形		4条	26-4	031	H26.8.29	未	戸畑区	福柳木一丁目3番の一部
形		4条 14条	26-5	032	H26.10.24 H26.11.18	未	八幡東区	東田二丁目1番103の一部
形	埋管	14条 14条	26-6	033	H26.11.14 H28.5.10 H30.11.8	未	門司区	瀬戸町1番7の一部、1番8の一部、1番9の一部、1番15の一部、大字門司3270番75
形		14条	26-7	034	H27.1.8	未	小倉北区	西港町30番の一部
形		4条 14条	26-8	035	H27.2.2 H27.4.17 R2.4.10	未	八幡東区	東田一丁目4番101及び4番105
形		14条	27-1	036	H27.5.15	未	小倉北区	愛宕一丁目2228番1、2230番2、2231番の一部、2232番の一部、2233番の一部、2236番1の一部、2248番の一部、2249番の一部、2250番1の一部、2251番1の一部

表 土壌汚染対策法 要措置区域及び形質変更時要届出区域一覧表

(注)解除”済”又は”一部解除”の区域は「解除台帳」に記載

要措置区域・ 形質変更時要届 出区域の区分	自然由 来等	指定の根拠条項	整理番号	指定番号	指定年月日	解除	行政区	所在地
形		3条 14条	27-2	037	H27.5.22 H27.5.22	未	八幡東区	大字枝光1777番一部、1950番6の一部、1950番の一部
形		14条	27-3	038	H27.10.20	未	八幡東区	山王二丁目23番1の一部
形	埋管	14条	27-4	039	H27.11.17	済	小倉北区	浅野三丁目2番622、2番623の各一部
形		14条	27-5	040	H28.1.6	未	小倉北区	東港二丁目4番14の一部
形		3条	28-1	041	H28.7.8	未	八幡東区	山王一丁目6番
形		14条	28-2	042	H28.9.5 H28.9.28一部解除 H30.2.14一部解除 H30.4.26一部解除 H30.10.4一部解除 R2.7.29一部解除	未	小倉北区	高見台2803番2、2838番2、2840番8の各一部 中井口2番1の一部
形	埋管	14条	28-3	043	H28.9.14	未	小倉北区	西港町15番67の一部
形		14条	28-4	044	H28.9.29	未	八幡西区	夕原町6番18及び6番19の各一部
形	埋管	14条	28-5	045	H28.10.6 R1.10.4	未	若松区	響町一丁目62番1の一部
形		14条	28-6	046	H28.11.11 H30.3.9一部解除 H30.5.22一部解除 R2.4.2一部解除	未	八幡西区	大字浅川634番、659番1、659番4及び大字小敷709番1の各一部
形		4条	28-7	047	H28.12.2	未	小倉南区	日の出町二丁目5番1及び118番2の各一部
形		14条	28-8	048	H28.12.15	未	小倉北区	末広二丁目12番1の一部
形		3条	28-9	049	H29.2.14 H29.3.1 R2.4.10	未	戸畑区	牧山五丁目1788番1の一部、1921番1、1921番2及び1925番3並びに牧山海岸2番1、2番2、 2番3、3番52及び3番133
形	埋管	4条	29-1	050	H29.7.12	未	門司区	新門司三丁目81番5の一部
形		14条	29-2	051	H30.1.11	未	八幡東区	東田四丁目1番101
形	埋管	14条	29-3	052	H30.1.12	未	若松区	向洋町10番1及び10番50の各一部
形		14条	29-4	053	H30.1.31	未	八幡東区	大字前田2142-1の一部

表 土壌汚染対策法 要措置区域及び形質変更時要届出区域一覧表

(注)解除”済”又は”一部解除”の区域は「解除台帳」に記載

要措置区域・ 形質変更時要届 出区域の区分	自然由 来等	指定の根拠条項	整理番号	指定番号	指定年月日	解除	行政区	所在地
形	埋管	14条	30-1	054	H30.4.12	未	若松区	向洋町9番1、10番1の一部、10番2、10番5、10番25、10番35、10番36、10番38、10番40、10番43、10番44、10番45、10番48、10番50の一部、10番53、10番54、10番55、10番56、10番57、10番58、10番59、10番60、10番61、10番62、10番63、10番64、17番1及び17番7並びに大字安瀬64番40及び64番203
形	埋管	14条	30-2	055	H30.5.22 H31.4.15	未	小倉南区	大字朽網3941番地58の一部
形		14条	30-3	056	H30.6.5 H31.2.20一部解除 R1.12.5	未	八幡西区	大字藤田2303番1、2307番4、2307番10、2419番1及び2444番3並びに黒崎城石2312番3の各一部
形		14条	30-4	057	H30.7.2	未	八幡東区	東田四丁目1番107の一部
形		14条	30-5	058	H30.10.4	未	若松区	向洋町11番1の一部並びに11番3、11番5及び11番6
形		14条	30-6	059	H31.2.1	済	小倉南区	湯川五丁目896番3及び896番71の各一部
要		14条	30-7	060	H31.2.5	済	門司区	不老町一丁目1番2、1番12、3113番6及び3113番19の各一部
形		14条	31-1	061	H31.4.23 R2.6.5	未	八幡東区	東田二丁目5番101の一部
形	埋管	14条	R1-1	062	R1.6.5	未	若松区	北湊町13番1及び13番4の各一部並びに13番6及び13番56
形		14条	R1-2	063	R1.9.25	未	八幡西区	大字熊手2465番1の一部
形		14条	R1-3	064	R1.10.2	未	八幡東区	東田二丁目2番118
形	埋管	14条	R1-4	065	R1.10.4	未	若松区	響町一丁目16番3の一部
形	埋管	14条	R1-5	066	R1.11.6 R2.6.10	未	小倉北区	末広二丁目13番の一部

